

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課（室）名
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正		漁 政 課
・長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定の訂正		監 理 課
・電線共同溝を整備すべき道路の指定		道 路 維 持 課
◎ 公 告		
・落札者等		スマート県庁推進課
・測量の終了（9件）		建 設 企 画 課
・公聴会の開催（2件）		都 市 政 策 課
・落札者等		物 品 管 理 室
◎ 公安委員会告示		
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認		交 通 企 画 課
・地域交通安全活動推進委員の委嘱		//
◎ 正 誤		
・令和4年5月31日付長崎県公報第11122号中		道 路 維 持 課
・令和7年3月7日付長崎県公報第11396号中		//

告 示

長崎県告示第222号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 漁政課関係						別表（第2条関係） 漁政課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
	1 及び 2 略						1 及び 2 略				
3	漁協機 能向上 支援事 業費補 助金	地域の中 核的組織 としての 漁協機能 の向上を	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 略 (2) <u>漁協合併推 進事業</u>	(1)及び(2) 略	(1)及び (2) 略	3	漁協機 能向上 支援事 業費補 助金	地域の中 核的組織 としての 漁協機能 の向上を	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 略 (2) <u>合併啓発等 支援事業</u>	(1)及び(2) 略	(1)及び (2) 略

		<p>図るため、経営計画の策定及び合併推進のための取組を支援する。</p>	<p>組合の役員、組合員等を対象として行う合併推進のための啓発活動、合併検討組織における運営、合併実務の指導及びワークショップ開催等に要する経費</p>						
						<p>図るため、経営計画の策定、合併推進及び漁協の人材育成のための取組を支援する。</p>	<p>組合の役員、組合員等を対象として行う合併推進のための啓発活動、研修会の開催、合併検討組織の運営及び合併実務の指導等に要する経費</p>	<p>(3) 2分の1以内</p>	<p>(3) 長崎県漁業協同組合連合会</p>
4 略									
5	<p>漁業経営セーフティネット活用促進事業費補助金</p>	<p>本県漁業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年水漁第3037号）第4により国が実施する漁業用燃油価格安定対策事業（以下「燃油セーフティネット事業」という。）へ加入するための必要な経費等を支援することにより、リスクに</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 燃油セーフティネット事業の令和7年度の加入に伴う所属組合員の燃油補填積立金 ただし、20トン以上の動力漁船を1隻以上使用する漁業に係る積立金は除く。</p> <p>(2) 略</p>	略					
5	<p>漁業経営セーフティネット活用促進事業費補助金</p>	<p>本県漁業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年水漁第3037号）第4により国が実施する漁業用燃油価格安定対策事業（以下「燃油セーフティネット事業」という。）へ加入するための必要な経費等を支援することにより、リスクに</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 燃油セーフティネット事業の令和6年度の加入に伴う所属組合員の燃油補填積立金 ただし、20トン以上の動力漁船を1隻以上使用する漁業にかかる積立金は除く。</p> <p>(2) 略</p>	略					

	強い漁業経営体の育成を図る。	
--	----------------	--

	強い漁業経営体の育成を図る。				
6	漁業生産活性化緊急対策事業費補助金	県内漁業者の生産活動に必要な魚箱等・氷の物価高騰分の支援を行うことにより、漁業者の生産活動の維持・活性化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 魚箱価格転嫁抑制支援事業 令和3年3月を基準に当該年度の交付申請までに上昇した魚箱等の資材価格について、販売価格への転嫁の抑制に要する経費 (2) 製氷価格転嫁抑制支援事業 令和3年3月を基準に当該年度の交付申請までに上昇した氷の価格について、販売価格への転嫁の抑制に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	漁業協同組合

6 略

漁業振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	高級魚クエ資源増大支援事業費補助金	重要魚種であるクエの資源増大及び維持を図る。	クエ種苗の購入及び標識装着に要する経費	3分の2以内	略
2	長崎県広域種共同放流推進事業費補助金	広域回遊種について、資源の回復及び持続的利用を図る。	クルマエビ種苗放流等事業 クルマエビ種苗の購入、種苗の放流、検討方策等の協議等に要する経費	略	

3～5 略

水産経営課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--	--------	-------	---------------	--------	-------

7 略

漁業振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	高級魚クエ資源増大支援事業費補助金	重要魚種であるクエの資源増大及び維持を図る。	クエ種苗の購入及び標識装着に要する経費	5分の4以内	略
2	長崎県広域種共同放流推進事業費補助金	広域回遊種について、資源の回復及び持続的利用を図る。	クルマエビ種苗放流等事業 クルマエビ種苗の購入、標識装着、種苗の放流、検討方策等の協議等に要する経費	略	

3～5 略

水産経営課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--	--------	-------	---------------	--------	-------

1～12 略

13	漁協経費負担軽減対策事業費補助金	漁協施設等の更新に要する費用を支援し、節電効果等によるランニングコストの低減及び機器性能向上による漁獲物付加価値向上に資する。	維持費の削減や省エネなど漁協経費の削減を図るための既存施設の更新に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内 補助額上限：2,500,000円	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び株式会社 長崎県漁業公社
----	------------------	---	--	---------------------------------------	---

1～12 略

水産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略				
12	長崎県輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助金	輸出先のニーズや規制に対応するために必要な施設や機器の整備及び施設等の整備を一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング等に要する経費を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 施設等整備事業 (2) 効果促進事業 (3) 附帯事務費	略 (1)及び(2)補助対象経費の2分の1以内。 ただし、(2)の事業費は、(1)の事業費の20%以内とする。 (3) 定額

水産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略				
12	長崎県輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金	海外ニーズに対応した輸出への取組を緊急・集中的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 ア 施設等整備事業費 イ 効果促進事業費 ウ 附帯事務費	略 ア及びイ 2分の1以内 又は10分の3以内。 ただし、イの事業費は、アの事業費の20パーセント以内とする。 ウ 定額

13～17 略

18	養殖用配合飼料高騰対策事業費補助金	本県養殖業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成21年水漁第3037号）	次に掲げる事業に要する経費 (1) 飼料セーフティネット事業の令和7年度の加入に伴う所属組合員及び同事業に漁業協同組合を通じて加入する県内	略
----	-------------------	--	--	---

13～17 略

18	養殖用配合飼料高騰対策事業費補助金	本県養殖業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成21年水漁第3037号）	次に掲げる事業に要する経費 (1) 飼料セーフティネット事業の令和6年度の加入に伴う所属組合員及び同事業に漁業協同組合を通じて加入する県内	略
----	-------------------	--	--	---

		実証及び施設整備等を支援し、赤潮に強い持続的な養殖生産体制の構築を図る。	簀の大型化並びに足し網・底枠等の導入に要する経費		
23	養殖資材高騰対策事業費補助金	養殖資材が高騰する中、足し網などの赤潮対策に必要な資材の導入に要する経費を支援することにより、今後の大規模赤潮被害を防ぐ体制を強化する。	足し網等の導入に要する経費	3分の1以内	漁業協同組合及び養殖業者

漁港漁場課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略				
10 長崎県海業取組促進事業費補助金	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第4条の2に規定する漁港施設等活用事業に係る計画等の作成に必要な費用を支援することにより、海業の推進を図る。	海業取組促進事業経費 賃金、消耗品費、旅費、謝金、委託費その他の経費	定額 補助額上限：5,000,000円	市町、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合、市町等が合同で構成する法人でない団体であって、代表者の定めが

漁港漁場課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略				

				あり、 かつ組 織及び 運営に ついて 規約を 有して いるも の)
--	--	--	--	--

長崎県告示第223号

令和7年長崎県告示第158号で告示した長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定について、別表第2の中心点位置の欄の一部を次のとおり訂正する。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

訂正する事項

(設置年度)	(海域)	(中心点位置)
昭和63年度	長崎北	(誤) 北緯：33° 16.578' 東経：129° 21.868'
		(正) 北緯：33° 16.578' 東経：129° 20.868'
平成14年度	長崎北	(誤) 北緯：33° 33.550' 東経：128° 37.955'
		(正) 北緯：33° 33.550' 東経：129° 37.955'
平成25年度	長崎南	(誤) 北緯：32° 37.416' 東経：129° 07.627'
		(正) 北緯：32° 37.416' 東経：130° 07.627'
平成20年度	五 島	(誤) 北緯：33° 59.452' 東経：128° 59.449'
		(正) 北緯：32° 59.452' 東経：128° 59.449'
令和6年度	五 島	(誤) 北緯：32° 00.486' 東経：128° 23.972'
		(正) 北緯：32° 00.480' 東経：128° 23.972'
令和元年度	壱 岐	(誤) 北緯：33° 52.976' 東経：129° 30.014'
		(正) 北緯：33° 52.976' 東経：129° 33.014'

長崎県告示第224号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	251号	島原市上の町540番1から 島原市北門町1297番5までの上下線

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 借上物品の名称及び数量
令和7年度一括導入パソコン等の賃貸借及び保守契約

- ア 一般事務用パソコン（通常型） 2,673台
- イ 一般事務用パソコン（タブレット型） 100台
- ウ プリンタ 199台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和7年3月19日
- 5 落札者
長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀨口 晴樹
- 6 落札価格
898,800,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和7年2月7日
- 8 落札方式
最低価格

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、宮田土地改良区理事長から公共測量（宮田地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市国見町 宮田地区	令和7年3月25日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、南島原土地改良区理事長から公共測量（見岳地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南島原市西有家町 見岳地区	令和7年3月19日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
新上五島町	令和7年3月21日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、向月土地改良区理事長から公共測量（向月地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
平戸市野子町	令和7年3月19日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、愛津原土地改良区理事長から公共測量（愛津原地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市愛野町 愛津原地区	令和7年3月19日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（宮長地区用地測量業務委託）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市宮津町	令和7年3月24日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、南島原市長から公共測量（数地図化）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日

南島原市	令和7年3月25日
------	-----------

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、波佐見町長から公共測量（波佐見町3D都市モデル構築業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
波佐見町全域	令和7年3月19日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、時津町長から公共測量（数値地形図修正）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
時津町 子々川郷、日並郷	令和7年3月18日

公聴会の開催（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案の作成のため、同法第16条の規定より、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年4月4日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 作成しようとする都市計画の案
佐世保都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（長崎県決定）
- 2 作成しようとする都市計画の案の概要
佐世保都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、平成16年5月に当初の都市計画決定を行い、その後、社会情勢の変化を踏まえた「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針」により集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）やまちなかの活性化などを推進する方針を定めるなどの第1回変更を平成27年9月に行っている。
今回、立地適正化計画や地域公共交通計画などの各種関連計画を活用して、集約型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワークの実現）を推進していくことで、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めてにぎわいを創出するとともに、地域における公共交通の維持及び利用促進を図っていくことを都市計画の目標に定めることや、第1回変更から一定の期間が経過し、各種事業の進捗や社会経済情勢などに変化が生じていることから、1の都市計画の見直しを行う。
- 3 公聴会の日時及び場所

対 象	対象市町	日 時	場 所	公述申出書提出期限日

佐世保 都市計画	佐世保市	令和7年5月11日（日） 14時から	佐世保市中部地区コミュ ニティセンター （佐世保市光月町6-17）	令和7年5月1日（木） まで
-------------	------	-----------------------	---	-------------------

4 公述の申出方法

公述を希望する者は、次の様式（公述申出書）により、3の公述申出書提出期限までに、知事あてに提出すること。

なお、公述の申し出がない場合には、公聴会は開催しない。

<p>公述申出書</p> <p>令和 年 月 日に開催される公聴会において、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>公述申出人</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>年齢</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">職業</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 公聴会会場</p>			
---	--	--	--

公聴会の開催（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分の変更に関する都市計画の案の作成のため、同法第16条の規定より、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年4月4日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 作成しようとする都市計画の案

佐世保都市計画 市街化区域と市街化調整区域との区分（長崎県決定）

2 作成しようとする都市計画の案の概要

佐世保都市計画区域では、昭和46年3月31日に市街化区域と市街化調整区域との区分が定められた。それにより、佐世保都市計画区域では、市街地として整備開発する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域の二つに線引きされ、道路、公園、下水道、住宅団地などの市街地整備のための公共投資は主として市街化区域へ、農業、林業及び水産業振興のための投資は主として市街化調整区域へ行われてきた。

その後、市街化の動向や土地利用の変化に対応して昭和52年11月15日、昭和59年2月6日、平成4年9月11日、平成13年10月16日、平成27年9月11日に全体的な見直しを行ったが、前回の見直しから9年を経過し、その間に様々な情勢の変化が生じていることから、今回、6回目の全体見直しを行う。

(1) 今回の変更の基本的な方針

長崎県では、暮らしやすく活力ある都市環境の形成を図るため、平成19年3月に「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針」を策定した。その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、高齢者から子どもまであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、立地適正化計画や地域公共交通計画などの各種関連計画を活用し、集約型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワークの実現）を推進する

こととしている。

このような状況に鑑み、人口や産業の将来見通し、各種開発計画の動向等を踏まえ、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、土地利用の整序化を推進し良好な都市環境の形成を図るため、第6回目の区域区分の見直しを行う。

(2) 変更についての具体的な考え方

次に掲げる土地の区域で、必要と認められるものについて市街化区域へ編入する。

ア 計画的な開発事業が完了した区域又は施行中の区域

イ 公的機関による公有水面埋立事業が完了した区域又は施行中の区域

ウ 既成市街地に連続し、かつ現に相当程度宅地化していることにより、既に市街地を形成していると認められる土地の区域

エ 区域区分の境界となっていた地形、地物の変更等により、境界の明確化を図るために市街化区域とすることが適切な区域

市街化区域のうち次に掲げる土地の区域は、原則として市街化調整区域へ編入する。

オ 現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により計画的な市街地整備の見込みのない区域で、当該市街化区域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないもの

カ 崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害の発生のおそれのある土地を含む区域で、土地利用の状況により支障のないもの

キ 区域区分の境界となっていた地形、地物の変更等により、境界の明確化を図るために市街化調整区域とすることが適切な区域

また、農用地区域、集团的農用地、土地基盤整備事業等の対象農用地並びに農林漁業の維持保全施設用地については、市街化区域に含めない。

3 公聴会の日時及び場所

対 象	対象市町	日 時	場 所	公述申出書提出期限日
佐世保 都市計画	佐世保市	令和7年5月11日（日） 14時から	佐世保市中部地区コミュニ ティセンター （佐世保市光月町6-17）	令和7年5月1日（木） まで

4 公述の申出について

公述を希望する者は、次の様式（公述申出書）により、3の公述申出書提出期限までに、知事あてに提出すること。

なお、公述の申出がない場合には、公聴会は開催しない。

公述申出書

令和 年 月 日に開催される公聴会において、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 様

公述申出人
住所
氏名
年齢 職業 電話番号

印

記

1. 意見の要旨
2. 理由
3. 公聴会会場

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品名及び予定数量
7入札第4号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】 予定数量 826,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和7年3月26日
- 6 落札者
長崎市五島町2番27号
長崎県漁業協同組合連合会 代表理事長 高平 真二
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含まない額）
135.5円
- 8 入札公告日
令和7年2月12日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第10号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月4日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

辞職を承認された者

氏 名	活 動 区 域	辞職を承認した日
大 戸 松志郎	五島警察署の管轄区域	令和7年3月31日

長崎県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月4日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

委嘱された者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域

荒 木 大 成	雲仙警察署 (0957) 75-0110	雲仙警察署の管轄区域
石 川 博 和	島原警察署 (0957) 64-0110	島原警察署の管轄区域
長 池 恭 子	同 上	同 上
古 川 朋 美	同 上	同 上

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

正 誤

令和4年5月31日付長崎県公報第11122号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
4756	25	長崎市小ヶ倉3丁目142番地先から	長崎市小ヶ倉町3丁目142番地先から
4756	26	長崎市小ヶ倉3丁目87番1地先まで	長崎市小ヶ倉町3丁目87番1地先まで

電話代表
直通
(八二四)
二二二
四一

令和7年3月7日付長崎県公報第11396号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
200	35	長崎市小ヶ倉3丁目142番地先から	長崎市小ヶ倉町3丁目142番地先から
200	36	長崎市小ヶ倉3丁目87番1地先まで	長崎市小ヶ倉町3丁目87番1地先まで

印刷所
長崎県
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥